**○北陸地方整備局告示第六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月十四日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　富山高岡広域都市計画道路事業三・四・二百十八号　双代線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県富山市中市一丁目及び二丁目地内

使用の部分　なし

**○中部地方整備局告示第三十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 浜松市西区篠原町字八幡前二一〇番二から湖西市新居町浜名字西田二四〇五番六まで | 前 | 一一・四八～一八・〇〇メートル　七二・〇〇～一二九・八〇メートル　一三・五二七キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | B　A　B　一一・四八～一八・〇〇メートル　七二・〇〇～一二九・八〇メートル　一三・五二七キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

**○中部地方整備局告示第三十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　指定する道路の部分

| 区間 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|
| 湖西市新居町新居字吹寄下三四四三番四地内 | 〇・〇〇～一三九・九〇メートル　〇・三二〇キロメートル |

四　指定する期日　平成二十六年二月十五日

**○中部地方整備局告示第三十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　中部地方整備局長　八鍬　隆

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一号 | 湖西市新居町新居字吹寄下三四四三番四地内 | 中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年二月十五日

**○近畿地方整備局告示第二十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号、百七十五号及び百七十六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 福知山市字堀小字宮ノ下二四〇番一地先から同市字堀小字宮ノ下一九二六番四まで | 前 | 一一・七一～一〇三・六三メートル　〇・一三七キロメートル |
| | 後 | 三八・四八～一〇五・二三メートル　〇・一三七キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第二十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　近畿地方整備局長　池内　幸司

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百六十三号 | 四條畷市大字清瀧九五七番一から同市大字下田原六二一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局浪速国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年二月十五日

**○近畿地方整備局告示第二十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月十四日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・四・二十二号嘉家作府中線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県和歌山市小豆島字椰ノ坪、田屋字垣鼻、字堂ノ後及び字薮田、並びに府中字前嶋地内

使用の部分　なし

**○中国地方整備局告示第二十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十四日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 出雲市斐川町併川字千家一三五二番から同市斐川町併川字千家一三五〇番四まで | 前 | 四四・五〇～六一・五〇メートル　〇・〇六五キロメートル |
| | 後 | 四四・五〇～四五・〇〇メートル　〇・〇六五キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所